

## ■ 背景

新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指して、令和6年7月に政府行動計画が改定された。また、政府行動計画を踏まえて、令和7年1月に県行動計画が改定された。

これらを踏まえて、令和7年度中に、本市の新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。

## ■ 計画の目的

感染拡大防止と市民生活及び市民経済に与える影響の最小化

## ■ 検討体制

### ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第3項、第8条第7項、同条第8項

行動計画を作成（変更）しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

### 川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議

委員長 保健医療部長  
副委員長 保健所長  
委員 関係課長等

● 川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議要綱  
第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。  
(4) 川越市新型インフルエンザ等行動計画に係る計画案の作成及び変更に関する事務

意見聴取



専門的意見

### 感染症に関する専門的な知識を有する者

- ・ 川越市医師会から推薦（深田クリニック 深田弘幸先生）
- ・ 埼玉医科大学総合医療センターから推薦（岡秀昭先生）

【令和7年度 3回意見聴取予定】

①素案への意見（7月） ②原案への意見（12月） ③改定案への意見（2月）

報告：改定原案

庁 議（令和7年11月20日）

改定前（6項目）	改定後（13項目）	主な内容
①実施体制	①実施体制	実践的な訓練の実施，行動計画等の作成や体制整備・強化，国及び地方公共団体等の連携の強化，新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置，迅速な対策の実施に必要な予算の確保，基本となる実施体制の在り方，緊急事態措置の検討等について
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・ <u>分析</u>	実施体制，人員の確保，リスク評価，情報収集・分析から得られた情報の公表
	③サーベイランス	実施体制，平時に行う感染症サーベイランス，人材育成（研修の実施），DXの推進，感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表，リスク評価，感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討，感染症対策の判断及び実施
③情報提供・共有	④情報提供・共有、 <u>リスクコミュニケーション</u>	新型インフルエンザ等の発生前における国民等への情報提供・共有，情報提供・共有について，双方向のコミュニケーションの実施
	⑤ <u>水際対策</u> ※	水際対策の実施に関する体制の整備，国、都道府県との連携
④予防・まん延防止	⑥まん延防止	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等，国内でのまん延防止対策の準備，まん延防止対策の内容
	⑦ <u>ワクチン</u> ※	研究開発，ワクチンの接種に必要な資材，ワクチンの供給体制，接種体制の構築，情報提供・共有，DXの推進，接種体制，ワクチンの接種に必要な資材，ワクチンや必要な資材の供給
⑤医療	⑧医療	基本的な医療提供体制，予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備，研修や訓練の実施を通じた人材の育成等，県連携協議会等の活用，医療提供体制の確保等，相談センターの整備，新型インフルエンザ等に関する基本の対応，時期に応じた医療提供体制の構築
	⑨ <u>治療薬・治療法</u> ※	治療薬・治療法の研究開発の推進，抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）
	⑩ <u>検査</u> ※	検査体制の整備，訓練等による検査体制の維持及び強化，検査実施状況等の把握体制の確保，研究開発支援策の実施等，検査手法の確立と普及，研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及，診断薬・検査機器等の調達・供給に係る調整，リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し
	⑪ <u>保健</u> ※	人材の確保，業務継続計画を含む体制の整備，研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築，保健所の体制整備，DXの推進，地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション，有事体制への移行準備，住民への情報提供・共有の開始，新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応，有事体制への移行，主な対応業務の実施，感染状況に応じた取組
	⑫ <u>物資</u> ※	感染症対策物資等の備蓄等
⑥国民生活・経済	⑬市民生活・経済	情報共有体制の整備，支援の実施に係る仕組みの整備，物資及び資材の備蓄，生活支援を要する者への支援等の準備，火葬体制の構築，遺体の火葬・安置，住民の生活の安定の確保を対象とした対応，社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

※新規追加となるもの又は独立した項目として大幅加筆されたもの。  
 なお、②④のように内容的に要素が追加された項目あり。

**【これまでの経過】**

- ・ R7.3 「川越市における新型コロナウイルス感染症対応報告書」作成
- ・ R7.6 庁内担当者に対する市行動計画素案意見照会
- ・ R7.7 感染症専門家（深田先生・岡先生）に対する市行動計画素案意見照会①
- ・ R7.10 川越市新型インフルエンザ等対策庁内推進会議意見照会
- ・ R7.11.12 川越市医療問題協議会で進捗報告
- ・ R7.12 原案について感染症専門家（深田先生・岡先生）に対する意見照会②
- ・ R7.12～R8.1 原案のパブリックコメント実施(12/15～1/14)

**【今後の予定】**

- ・ R8.2.9 川越市医療問題協議会で報告
- ・ R8.3 感染症専門家（深田先生・岡先生）への報告
- ・ R8.3 市長決裁・議会報告

**【概要】**

- ① 募集期間  
令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）
- ② 募集対象  
市内在住、在勤、在学、利害関係者
- ③ 周知方法  
広報川越（令和7年12月号）及び市公式ホームページ
- ④ 閲覧場所  
保健医療推進課、保健所、市民センター、川越駅西口連絡所

**【結果】**

- ① 応募者数 0人
- ② 意見件数 0件

ご意見		対応
深田先生	今回の計画は主に気道感染を想定しているが、新興感染症は大きく気道感染と消化器系感染に分かれる。もし胃腸症状が主な新興ウイルスが出たら対応は大きく変わるため、消化器感染症への対応も考慮すべきである。	第2部「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」に消化器感染症等が流行した場合等、感染症の特徴に応じた対策を選択することが重要である旨を追加する。 第3部第6章「まん延防止」に消化器感染症が流行した場合の対応を追加する。
	市の独自色をもっと出すと、市民が安心できるのではないか。	保健所設置市である本市の強みを生かし、感染症有事の際に迅速に対応できるよう、平時から市及び保健所と市医師会との連携を深めていく。
	平時は元より、感染症拡大時においても、DXの波に乗れない方に対するフォローの文言を入れた方がいい。(新)	第3部第4章「情報提供・共有、リスクコミュニケーション」にデジタルに不慣れな方への配慮について追加する。
	国・県・川越市・保健所の位置づけや業務内容が分かりづらいので、説明を入れてはどうか。(新)	巻末に系統図を追加する。
岡先生	多くの場合、海外からの病原体となるので、帰国者の症状発症に対しては特に注意する。その場合、行政の相談電話など、アクセスしやすい相談先を用意した方が良い。	第3部第5章「水際対策」における帰国者に対する情報提供及び第8章「医療」における相談センターの早期設置により、適切に対応していく。
	フェーズに応じた医療機関の役割分担を決めておくべきである。	県が医療機関と医療措置協定を締結し、流行のフェーズに応じた役割分担を決めていくことになるが、市としても、医療機関に対する訓練を実施する際には、役割分担に合った内容となるよう配慮していく。
	感染症の届出や報告、通達のデジタル化、簡素化を進めるべきである。	業務効率化は、新型コロナ対応の中で顕在化した課題であり、平時からDXの推進に取り組む。
	次の感染症危機には、病院の機能に応じた患者の受け入れとなるよう対応してほしい。埼玉医科大学から他の医療機関への情報共有・対応指導はできる。(新)	市は、県が行う入院調整に協力する。また、情報共有については、適切に対応していく。(計画の文言には修正なし)

(新) : 令和8年12月に実施した2回目の意見聴取で出されたご意見

ご意見		対応
齊藤会長	医師会や総合医療センターなどの近くの医療機関の動きを、市は把握していただきたい。	第3部第8章「医療」、第11章「保健」等の記載を踏まえて、連携を強化していく。
柿田委員	庁内体制について、タイムラグなく対策が取れるのか確認したい。	第3部第1章「実施体制」のとおり、実際の感染症まん延時には、各部長が出席する対策本部会議・警戒本部会議（本部長は市長）で対策を決定し、迅速に対応していく。また、平時には庁内推進会議で計画を推進していく。
吉敷委員	重要な意見がパブリックコメントで出された場合には、感染症専門家に意見を聞けるとよい。	感染症専門家に、重要な意見がパブリックコメントで出された場合の対応について依頼した。
亀井委員	全編に渡り、主語が「市」と「本市」の2種類あるので「市」に統一した方がいい。	「市」に統一する。
	予防計画と行動計画の整合性について記載が必要である。	第1部第2章「行動計画の作成」に予防計画との整合性について追加する。  巻末の系統図に、計画の整合性について記載する。